

手数料に関する事項

雇用のケース		手数料の最高額
ア	(イ及びウの場合を除く)	支払われた賃金額の10.8%
イ	同一の者に引き続き6か月を超えて雇用された場合(ウの場合を除く)	6か月間の雇用について支払われた賃金額の10.8%
ウ	期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き6か月を超えて雇用された場合	a、bのうちいずれか大きい額
		a 6か月間の雇用について支払われた賃金額の10.8%
		b (6か月間の雇用について支払われた賃金額)－(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金)の額の14.5%